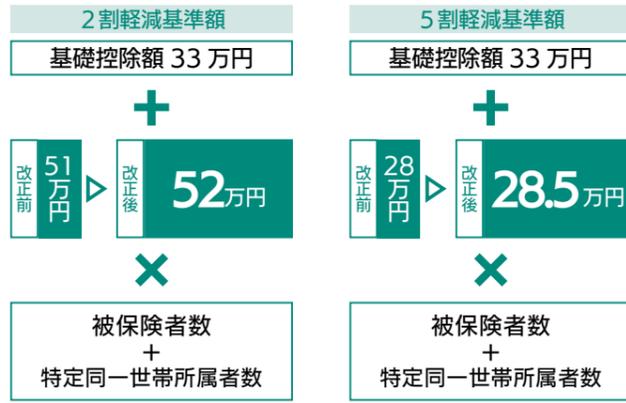


Topics 軽減基準額の見直し

国民健康保険税には、加入世帯の前年分の合計所得金額が一定金額以下の世帯に対して、均等割額（年間1人当たり課税）と平等割額（年間1世帯当たり課税）が減額される制度があります。今回の改正では2割および5割軽減の対象となる世帯の軽減基準額を変更しました。



国民健康保険税 おしらせ

後期高齢者医療制度 おしらせ

-information-

国民健康保険税の軽減基準額の見直しや課税限度額の改正などについてお伝えします。

保険税の算定に関する問い合わせ
▶ 税務課 町民税係
TEL 391-1117 FAX 391-1191

被保険者証の更新や後期高齢者医療制度の保険料の軽減などをお知らせします。

後期高齢者医療制度・介護保険料に関する問い合わせ
▶ 住民課 保険年金係
TEL 391-1121 FAX 394-3423

Topics 被保険者証の更新

新しい被保険者証（若草色）を簡易書留で送付します。7月31日までは現在お持ちの被保険者証（ピンク色）、8月1日からは新しい被保険者証（若草色）をご使用ください。ピンク色の被保険者証は、8月1日以降に役場本庁または各地区コミュニティセンターへ返却してください。

令和2年
7月中旬
送付

※ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど個人情報に十分ご注意ください。



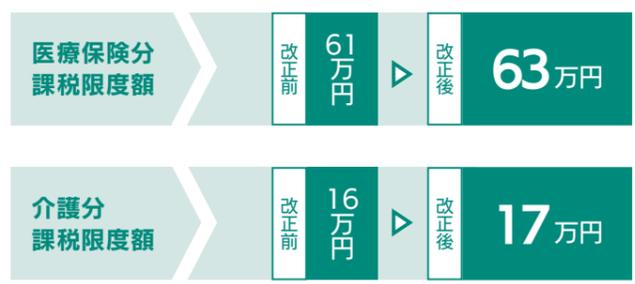
※ご自身で処分される場合は、住所、氏名が見えないよう裁断するなど個人情報に十分ご注意ください。



Topics 課税限度額の改正

課税限度額 ▶ 1世帯に課税される年間税額の上限額

所得に応じたご負担をお願いするため、国民健康保険税のうち医療保険分にかかる課税限度額と介護分にかかる課税限度額をそれぞれ引き上げました。



Topics 住民税申告が必要

国民健康保険加入世帯に住民税の未申告者がいる場合は軽減の判定ができません。所得のない方でも、世帯主および18歳以上の被保険者全員について、申告が毎年必要です。
※災害やその他の理由により、著しく生活が困窮し保険税の納付が困難な場合、申請により保険税が減額されることがあります。

新型コロナウイルス感染症に伴う
保険税・保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、下記の保険税、保険料を減免します。減免の対象になる方はそれぞれお問い合わせください。

- ▶ 国民健康保険税
- ▶ 介護保険料
- ▶ 後期高齢者医療保険料

減免の対象となる方

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯の方
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べ10分の3以上減少が見込まれる世帯の方で、それぞれの保険で定める要件に該当する方

Topics 保険料の計算方法

後期高齢者医療制度では、被保険者一人ひとりに対して保険料を計算します。保険料額と納付方法については、7月中旬に町から郵送で通知します。なお、令和2年度の保険料の計算は、令和元年中（平成31年1月1日から令和元年12月31日）の所得を用います。



※総所得金額等とは
▶ 各収入から必要経費（公的年金控除額や給与控除額等）を差し引いた所得の合計額で、申告分離課税の所得金額や山林所得金額は含まれますが、退職所得は含まれません。
▶ 遺族年金や障害年金は収入に含まれません。
▶ 各種所得控除（社会保険料控除・配偶者控除・扶養控除・医療費控除等）は、適用されません。

Topics 保険料の軽減措置

基準日における同一世帯の被保険者および世帯主の前年中の総所得金額等の合計が一定金額以下である場合、均等割額が軽減されます（令和元年度から軽減割合は段階的に見直されています）。

同一世帯の被保険者および世帯主の前年中の総所得金額等	均等割の軽減割合	軽減後の金額
33万円以下	7.75割	10,032円
33万円以下で被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	7割	13,376円
(33万円+被保険者数×28.5万円)以下	5割	22,294円
(33万円+被保険者数×52万円)以下	2割	35,671円
上記以外	なし	44,589円

※保険料決定の基準日=4月1日（4月2日以降に資格を取得したときは、取得した日）
※後期高齢者医療制度の資格取得日の前日に被用者保険（協会けんぽ等）の被扶養者であった方は、均等割額が資格取得から2年間5割軽減され、所得割は課されません。ただし、総所得金額等の合計が一定金額以下である場合、均等割額の7.75割または7割軽減が適用されます。